

②北里大学大学院医療系研究科飛び級による課程博士の学位に関する取扱内規

(趣旨)

第1条 北里大学大学院医療系研究科(博士課程)における飛び級による学位に関する取り扱いは、関係規程に定めるもののほか、この取扱内規による。ただし、研究科委員会は、必要に応じ、特例を定めることができる。

(飛び級の申請資格)

第2条 優れた研究業績を上げた者で、本研究科博士課程に3年以上在学(休学期間を除く。)し、32単位以上を修得し、かつ、原則として申請の前年度までに、授業科目「医学研究倫理学」の単位を取得し、必要な研究指導を受けた者とする。

(飛び級の申請)

第3条 飛び級により学位の授与を申請しようとする者は、次の書類を提出し、飛び級審査委員会の審査を受けなければならない。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 飛び級申請書 | 1通 |
| (2) 論文要旨(和文 4000 字以内) | 10通 |
| (3) 論文別冊(主学術論文1編、副学術論文2編) | 各10通 |

ア 主学術論文は、査読制度の確立した Impact factor(IF)のある、又は Science Citation Index(SCI)に登録されている国際学術誌に掲載若しくは受理された原著論文とし、筆頭著者で英文とする。

イ 副学術論文は、査読制度の確立した学術誌に掲載若しくは受理された原著論文又は症例報告とし、主学術論文と関連のある研究内容のものが望ましい。

ウ 別冊は写しでも可とする。なお、別冊の提出が期限までに間に合わない場合は、論文原稿に掲載証明書又はそれに代わるものを添付するものとする。

- | | |
|---------------|----|
| (4) 推薦状(指導教授) | 1通 |
|---------------|----|

(飛び級審査)

第4条 飛び級審査委員会は、教育委員会の委員をもって構成し、飛び級の申請に係る提出書類に不備のないことを確認し、予聴会を兼ねた公開飛び級審査を行う。

(飛び級審査の結果判定)

第5条 研究科委員会は、飛び級審査委員会からの飛び級審査の結果報告を基に判定を行い、その判定結果を申請者に通知する。

(学位論文の提出)

第6条 前条における判定により学位論文提出に相当すると認められたときは、北里大学学位規程(以下「学位規程」という。)第7条による学位論文の提出について、「北里大学大学院医療系研究科課程博士の学位に関する取扱内規」を適用する。

(この内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、教育委員会及び運営委員会の議を経て、研究科委員会において決定する。

附 則

この内規は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(北学総第2021-07632号)

- 1 この内規は、2021年10月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第2条の規定は、2016(平成28)年4月1日から適用する。